

県内における死亡野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生について

令和7年 12 月 8 日に高知市で回収された死亡野鳥について、12 月 10 日に国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出されました。本事例は、今シーズンで県内 1 例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。

1 高病原性鳥インフルエンザ確認事例の個体情報

発見日: 令和7年 12 月 8 日(月)

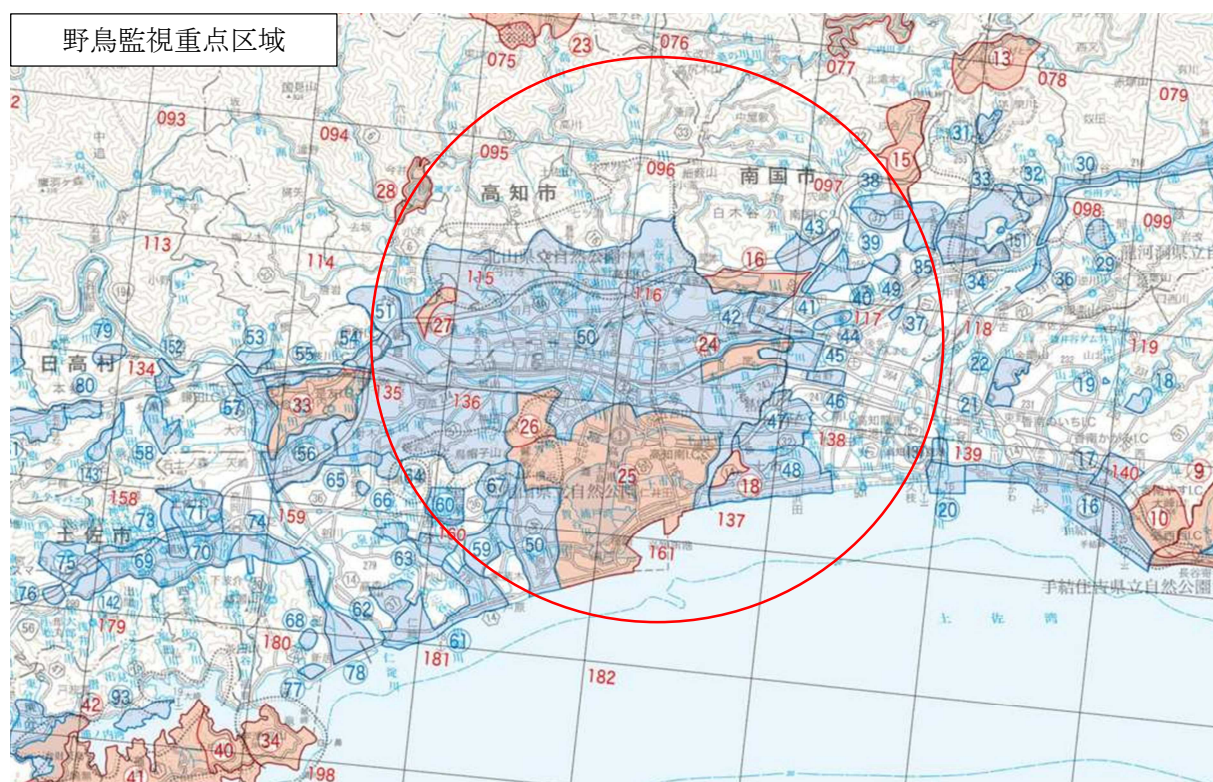
発見場所: 高知市布師田(消毒済み)

発見個体: オナガガモ 1羽

2 経緯

(1) 12 月 8 日(月)に高知市でオナガガモ 1 羽の死亡個体を回収。同日、県中央家畜保健衛生所が実施した鳥インフルエンザの簡易検査では陰性であったが、12 月 10 日(水)に国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5 亜型)を検出。

(2) 環境省が発生地の半径 10 キロメートル以内の区域を野鳥監視重点区域に指定。



3 今後の対応

①養鶏場における異常の有無の確認

- ・ 野鳥を回収した地点を中心として半径3km 圏内には養鶏場(国の指針で立入対象となる 100 羽以上を飼養する養鶏場)がないことを確認済み。
- ・ 県内全ての養鶏場に対して情報を提供し、注意喚起するとともに、衛生管理の徹底を再度要請。なお、100 羽以上を飼養する県内 51 戸の養鶏場において、異常は確認されていない。

②養鶏場における発生予防対策の徹底

- ・ 12 月2日、鳥取県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受け、9日までに 100 羽以上を飼養する県内 51 戸の養鶏場に消石灰を配布済み。19 日(金)までに散布を完了するよう指導済み。

③野鳥監視重点区域における早期発見と感染範囲の把握

- ・ 発生地周辺(発生地点から半径 10km 以内の区域)における野鳥の異常の監視を強化し、死亡個体等の早期発見に努め、続発事例がないかを調査することで、野鳥でのウイルス感染範囲の状況を把握。

④緊急連絡会議の開催

- ・ 発生地点から半径 10 km 以内の区域での今後の対応協議のため、該当市町村、地区 猟友会など関係者と情報を共有及び協力を要請。

4 その他

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトには感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、養鶏場や狩猟者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。